

〈基本理念〉

地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくってはならない存在であり続けること

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「当社」という）は、基本理念として『地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくってはならない存在であり続けること』を掲げ、『小売事業の多角化による関西地域のマーケットシェアを拡大し、ドミナントエリア化の実現を図り、その実現のために、社会規範の遵守といったコンプライアンス経営を実践するとともに、競争環境の変化に迅速に対応すべく、絶え間ざる経営革新を図っていく』というビジョンのもと、経営を行っております。

このような基本理念・経営ビジョンのもと、様々なステークホルダーの皆様のご期待にお応えし、コンプライアンスを重視しながら、迅速かつ効率的、そして果敢な意思決定を行い、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。その実現に向けコーポレートガバナンスの充実も図ってまいります。

## 第1章 総則

### 第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、上記基本理念及び経営ビジョンのもと、当社及び当社グループが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンス体制の充実に取り組むため、コーポレートガバナンスの基本原則（以下「本基本原則」という）を定める。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役の適切な関与が得られる仕組みを構築するなど、取締役会による業務執行の監督機能の強化を図る。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### 第2条（株主総会）

1. 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、原則として定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送することとし、発送前に当社ホームページに当該招集通知を開示する。
2. 当社は、株主総会の開催日の適切な設定や議決権電子行使プラットフォームの利用など、株主が適切に議決権を行使することができる環境を整備する。

### 第3条（株主への情報開示）

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考える情報については、必要に応じて的確に情報開示を行う。

### 第4条（株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使等に関する基本方針）

1. 当社は、取引先、業務提携先等の関係先との良好な関係を構築し、当社グループの事業の円滑な推進と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、当該取引先等の株式を政策的に保有するとともに、定期的にその保有目的に資するものであるかを見直す。
2. 政策保有株式の議決権行使については、当社グループの中長期的な視点での価値向上に資するかの視点にたち、保有目的も踏まえて議案ごとに賛否を判断する。
3. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社（以下「政策保有株主」という）から、その株式の売却等の意向が示された場合は、売却等を妨げるための手段として取引の縮減を示唆するなどの行為は行わない。
4. 政策保有株主との取引については、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わないよう、取引の経済合理性を十分に検証する。

## 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

### 第5条（ステークホルダーとの関係）

当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主をはじめ、当社及び当社グループの顧客、取引先、役職員、地域社会その他の様々なステークホルダーの要望や意見等を適宜適切に汲み上げる等適切な協働に努める。

### 第6条（行動規範）

1. 当社は、当社及び当社グループの役職員が、各ステークホルダーの利益を尊重し、倫理的な行動をとるための規範を「H2Oリテイリンググループ行動規範」として定める。
2. 当社は、ステークホルダーの要望や意見等を適宜適切に汲み上げるほか、当社及び当社グループにおける不正又は非倫理的な慣行について不利益な取扱いを受けることなく通報を可能とするH2Oリテイリンググループ内部通報制度を構築する。

## 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第7条（当社の方針等の開示）

1. 当社は、基本理念、行動規範、当社及び当社グループのコンプライアンス推進・リスク管理等にかかわる内部統制システム、その他必要な基本方針を定め、適時適切に開示する。
2. 当社は、財政状態・経営成績等の財務情報やガバナンスに係る情報等の非財務情報を、法令及び金融商品取引所規則に基づき適切に開示するとともに、これら開示情報以外であっても、当社がステークホルダーにとって重要と判断した情報については、当社ホームページ等に公表するなど主体的に情報を発信する。

## 第5章 取締役会等の責務

### 第8条（機関等）

当社は、持株会社として、取締役会の主な役割をグループ経営の基本方針の決定及び業務執行の監督と位置付け、取締役会による監督と業務執行の機能分化を促進し、取締役の職務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、当社グループの経営上の意思決定を迅速・効率的に行うため、代表取締役及び常勤取締役等で構成するグループ経営会議を設置する。

### 第9条（取締役会の役割）

1. 取締役会は、持株会社である当社の機関として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図り、また、当社の理念を確立し、グループ戦略の方向付けについて責任を負う。
2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、当社グループの業務執行に対する監督機能を発揮し、法令・定款に定めるもののほか、当社グループの経営の基本方針、経営戦略、経営計画その他の経営・業務執行にかかわる重要事項について意思決定を行う。
3. 取締役会は、グループ経営会議、取締役への委任する範囲を定め、効率的・迅速的な意思決定を図る。

### 第10条（独立社外取締役の役割）

独立社外取締役は、独立・中立の立場から、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、現在の経営陣に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

### 第11条（取締役会の構成）

1. 取締役会は、効果的かつ効率的に運営できる適正な人数とし、複数の独立社外取締役を含むものとする。
2. 取締役会は、社外取締役の独立性に関する基準を別途定め、適時適切に開示する。

#### 第12条（取締役会の議題の設定等）

1. 当社は、毎年最終の取締役会までに、取締役会において議題とすべき主要な事項を踏まえて翌事業年度の取締役会の年間スケジュールを定めるとともに、各取締役会の議題について、予めグループ経営会議で審議する。
2. 当社は、取締役会において充実した議論がされるように、必要に応じて、取締役会の会日に先立って（ただし、特に機密性の高い案件は除く）、社外取締役に対し、取締役会に付議する議案について事前説明を実施する。

#### 第13条（取締役会議長）

1. 当社の取締役会の議長は、取締役会で選任された取締役会議長が務める。
2. 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について必要十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

#### 第14条（指名・報酬諮問委員会の設置）

1. 当社は、当社取締役等の指名及び報酬の決定にあたり公正かつ透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置する。
2. 指名・報酬諮問委員会の委員は、当社の社長と複数の独立社外取締役を含むものとし、独立社外取締役が委員長を務める。
3. 指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役等の選任及び解任・解職並びに取締役等の候補者の指名、報酬等に関する方針及び報酬等の内容について検討し、取締役会（監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会）に勧告する。

#### 第15条（取締役の資格、選任及び解任・解職、並びに指名手続）

1. 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
2. 当社は、ジェンダー、国際性の面、年齢等を問わず、持株会社である当社においての重要な意思決定を行うにあたり必要な知識・能力を有することを基準とし、取締役候補者の決定にあたっては、知識・能力のバランス及び多様性に配慮する。
3. 監査等委員である取締役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならない。
4. 取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会の勧告を踏まえたうえで、取締役会で決定する。なお、監査等委員である取締役については事前に監査等委員会の同意を経たうえで決定する。
5. 指名・報酬諮問委員会が、第1項乃至第3項に規定する資格に著しく欠けるなど、取締役等の地位又は役位が不相当と判断したときは、当該取締役等の解任・解職について、取締役会・監査等委員会に勧告し、取締役会・監査等委員会で必要な事項を決定する。

#### 第16条（当社及び当社グループの役員の研鑽、トレーニングの方針）

1. 当社及び当社グループの役員は、その就任の際に又は就任後も継続して、当社の事業・財務・組織に関する必要な知識を取得し、コンプライアンス、内部統制、リスク管理体制について理解を深めるものとする。
2. 当社は、当社及び当社グループの役員がその求められる役割に応じた職責を適切に果たすことができるよう、会社概要、経営状況の説明を行い、また役員として必要な法的知識、コンプライアンス等に関する研修を実施する。

#### 第17条（承継プラン）

取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの報告や、担当領域のミッションの達成度合い等を通じて、最高経営責任者の後継者の育成計画の監督を行い、最高経営責任者が退任するときには、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、最高経営責任者の後継者となるべき候補者を決定する。

#### 第18条（独立社外取締役及び監査等委員である取締役による社内情報へのアクセス）

1. 独立社外取締役及び監査等委員である取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、当社及び当社グループの役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
2. 当社は、監査等委員会及び各監査等委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査等委員会室を設置する。
3. 当社は、適宜代表取締役と独立社外取締役、監査等委員である取締役との意見交換会を実施する。

#### 第19条（取締役会の実効性の評価）

取締役会は、各取締役の評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

#### 第20条（取締役等の報酬等）

1. 当社の業務執行取締役の報酬等は、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めるため、月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価・業績に連動する株式関連報酬を組み合わせた報酬体系とする。
2. 非業務執行取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬等は月例の基本報酬と、株価に連動する株式関連報酬を組み合わせた報酬体系とし、かかる報酬は当該取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならない。
3. 取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の検討を経て、取締役会が株主総会に提出する議案の内容及び個人別の報酬等の額を定める。ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、監査等委員である取締役の協議によって定める。

4. 指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役の個人別の報酬等の額についての審議においては、業種を考慮し、適切な比較対象となる同業他社の報酬等の水準、及び、当社における他の役職員の報酬等の水準等も考慮する。
5. 当社は、取締役の報酬等に関する方針（株式関連報酬その他の業績連動型報酬の割合の設定に関する方針を含む）及びその決定の手続、並びに取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

## 第6章 株主との対話

### 第21条（株主との対話）

1. 当社は、建設的な対話の実現に向けて積極的に対応し、対話を通じて得た株主の意見について取締役や関連部門と共有し活用されるよう努める。
2. 当社は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との建設的な対話を促進するため、当該業務担当の役員の任命及び窓口となる部門を設置するなどの体制を整備する。
3. 個別の対話の要請については、その内容、所有株式等を勘案し、適切な役員、担当部門が合理的な範囲で対応する。
4. インサイダー情報を適切に管理するため、サイレント期間を設けるとともに、関係部門との連携体制の構築やインサイダー取引防止に関する教育を実施する。

2015年10月29日制定

2016年 6月22日改定

（監査等委員設置会社移行に伴う変更）

2018年11月29日改定

（コーポレートガバナンス・コード改定に伴う変更）

2020年 3月27日改定

（コーポレートガバナンス・コード改定に伴う変更）

2021年11月24日改定